

## Q 被害者の裁判参加、何ができる？

徒歩で帰宅中、ひき逃げに遭い、けがを負いました。近々、車の運転者に対する刑事裁判が開かれるそうです。被害者の私もその裁判に参加できるという話を聞きました。参加すると、どのようなことができるのでしょうか。



# 法廷での質問、意見が可能

問したり、事実や法律の適用について意見を述べたりすることができず、利用できるのは原則として被害者本人です。参加を希望する場合、検察官に申し出て、その後、裁判所が許可すれば参加できます。ただし、裁判への出席、

殺人罪や傷害罪、強制わいせつ罪、過失運転致死傷罪など一定の犯罪については、被害者などが刑事裁判に直接参加することができ「被害者参加制度」があります。制度を利用すると、被害者参加人として裁判に出席し、法廷で被告人に質

問したり、事実や法律の適用について意見を述べたりすることができず、利用できるのは原則として被害者本人です。参加を希望する場合、検察官に申し出て、その後、裁判所が許可すれば参加できます。ただし、裁判への出席、

質問や意見は、必ずしも被害者本人が行う必要はありません。被害者から委託を受けた弁護士が代わりに行うことも可能です。なお、今回の相談事例で、もし加害者が保険に未加入で、健康保険や労災保険などによる給付を受けてもな

お損害が残る場合、加害者に代わって政府が補填する政府保障事業の制度もあります。被害者参加制度や政府保障事業を利用する際には、弁護士のサポートを受けることができます。経済的に余裕のない方には、弁護士

に依頼する費用の援助制度もあります。県弁護士会は、相談窓口として犯罪被害者ホットライン(043・227・8433)を設置しています。初回約30分は無料で、犯罪被害者支援に精通した弁護士に電話で相談することが

できます。現在は新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けて休止していますが、11日に再開を予定しています。詳細は県弁護士会のホームページで案内します。お困りの方は活用を検討してみてください。  
(回答〓塩川遼弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」